

豊平第四分区町内会 個人情報取扱規程  
(豊平第四分区町内会規程第3号)

平成30年 1月21日制定

(目的)

第1条 この規程は、豊平第四分区町内会（以下「本会」という。）会則第33条の規定に基づき本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は文書配付により、会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、「豊平第四分区町内会世帯カード」（「別記様式」による。）により、個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む。）、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。）のほか、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、本人が同意する事項とする。

3 本会が個人情報を取得する際は、第6条に定める利用目的を速やかに本人に通知するものとする。

4 本会が第三者から個人情報を取得する場合は、取得の経緯を確認し、取得年月日、提供者の氏名、取得した内容等を記録するものとする。

(個人情報の訂正等)

第5条 本会は、前条に基づき取得した個人情報について、本人から開示や訂正、削除等の申し出あった場合、適切に対応する。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、会費請求、その他文書の送付など
- (2) 町内会名簿の作成及び地図の作成、防災計画の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 入学祝、敬老祝等及び弔意の対象者把握
- (5) 見守り活動、緊急時の要援護者への支援活動
- (6) 総会で議決された事業等

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、文書管理規程の規定に従い適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、別に定める文書管理規程に従い、適正に廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員等に関するもので、市・区、地区町内会連合会、市・区・地区社会福祉協議会又はこれらに準じる公共目的団体・学校が町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (6) その他、委託により個人情報を提供する場合

2 第1項の定めによらず個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとし、提供年月日、情報受領者の氏名、提供した情報の内容等を記録するものとする。

(その他)

第9条 その他この規程に定めのない事項については、役員会の議決を経て会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。